

令和元年第4回竹原市議会定例会議事日程 第4号

令和元年12月20日（金） 午前10時開議

会議に付した事件

- 日程第 1 議案第60号 広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合同規約の変更について（総務文教委員会）
- 日程第 2 議案第61号 竹原市パートタイム会計年度任用職員の報酬，期末手当及び費用弁償に関する条例案（総務文教委員会）
- 日程第 3 議案第62号 竹原市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例案（総務文教委員会）
- 日程第 4 議案第63号 竹原市附属機関設置条例案（総務文教委員会）
- 日程第 5 議案第64号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案（総務文教委員会）
- 日程第 6 議案第65号 竹原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案（総務文教委員会）
- 日程第 7 議案第66号 特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案（総務文教委員会）
- 日程第 8 議案第67号 竹原市歴史民俗資料館設置及び管理条例の一部を改正する条例案（総務文教委員会）
- 日程第 9 議案第70号 竹原市伝統的建造物設置及び管理条例の一部を改正する条例案（総務文教委員会）
- 日程第10 議案第72号 令和元年度竹原市一般会計補正予算（第3号）（総務文教委員会）
- 日程第11 議案第68号 竹原市駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例案（民生産業委員会）
- 日程第12 議案第69号 竹原市手数料条例の一部を改正する条例案（民生産業委員会）
- 日程第13 議案第71号 竹原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案（民生産業委員会）
- 日程第14 議案第73号 令和元年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第2

号) (民生産業委員会)

日程第15 議案第74号 令和元年度竹原市介護保険特別会計補正予算(第3号)
(民生産業委員会)

日程第16 発議第1-6号 竹原市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例案

日程第17 閉会中継続審査(調査)について(2 常任委員会)

令和元年12月20日開議

(令和元年12月20日)

議席順	氏 名	出 欠
1	下 垣 内 和 春	出 席
2	今 田 佳 男	出 席
3	竹 橋 和 彦	出 席
4	山 元 経 穂	出 席
5	高 重 洋 介	出 席
6	堀 越 賢 二	出 席
7	川 本 円	出 席
8	井 上 美 津 子	出 席
9	大 川 弘 雄	出 席
10	道 法 知 江	出 席
11	宮 原 忠 行	出 席
12	吉 田 基	出 席
13	宇 野 武 則	出 席
14	松 本 進	出 席

職務のため議場に参加した者は、下記のとおりである

議会事務局長 住 田 昭 徳

議会事務局係長 矢 口 尚 士

説明のため議場に参加した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名	出 欠
市 長	今 榮 敏 彦	出 席
副 市 長	田 所 一 三	出 席
教 育 長	高 田 英 弘	出 席
総 務 企 画 部 長	平 田 康 宏	出 席
地 域 振 興 部 長	桶 本 哲 也	出 席
市 民 生 活 部 長	宮 地 憲 二	出 席
福 祉 部 長	久 重 雅 昭	出 席
建 設 部 長	有 本 圭 司	出 席
教育委員会教育次長	中 川 隆 二	出 席
公 営 企 業 部 長	平 田 康 宏	出 席

午前10時00分 開議

議長（大川弘雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

お手元に議事日程第4号を配付しております。この日程のとおり会議を進めます。

日程第1～日程第10

議長（大川弘雄君） 日程第1，議案第60号広島縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島縣市町総合事務組合規約の変更についてから日程第10，議案第72号令和元年度竹原市一般会計補正予算（第3号）の10件を一括議題といたします。

本件は、総務文教常任委員会に付託となっていたものであります。よって、委員長の報告を求めます。

2番今田佳男 総務文教常任委員長。

総務文教常任委員会委員長（今田佳男君） 総務文教常任委員会の委員長報告を行います。

総務文教常任委員会には10議案が付託されました。

議案第61号竹原市パートタイム会計年度任用職員の報酬，期末手当及び費用弁償に関する条例案，議案第62号竹原市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例案については，現在の臨時非常勤職員の職務の実情は把握しているかとの質疑に対し，職員団体との協議を踏まえて条例提案をしており，今後も実態把握を行っていききたいとの答弁があり，審査の結果，2議案とも賛成多数で可決されました。

議案第67号竹原市歴史民俗資料館設置及び管理条例の一部を改正する条例案，議案第70号竹原市伝統的建造物設置及び管理条例の一部を改正する条例案については，入館料を引き上げることで入館者が減少して減収にならないかとの質疑に対し，複数の施設の周遊券の割引率で工夫をするとともに各施設の付加価値を向上できるような取組を行っていききたいとの答弁があり，審査の結果，2議案とも賛成多数で可決されました。

議案第72号令和元年度竹原市一般会計補正予算（第3号）では，図書館管理運営検討業務委託料242万円について委託の検討範囲を問う質疑に対し，指定管理者制度も視野に入れて今後の管理運営方針を策定するため，本市の図書館サービスのあり方について検

討するものであるとの答弁があり、審査の結果、全会一致で可決されました。

その他の議案については、議案第60号広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合同規約の変更については全会一致、議案第63号竹原市附属機関設置条例案は賛成多数、議案第64号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案は賛成多数、議案第65号竹原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案は全会一致、議案第66号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案は全会一致で可決となりました。

以上、委員長報告を終わります。

議長（大川弘雄君） 報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって質疑を終結いたします。

これより順次討論、採決いたします。

議案第60号広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合同規約の変更について、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大川弘雄君） 採決を確定いたしましたので、着席を願います。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第61号竹原市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例案、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

14番松本進議員。

14番（松本 進君） 私は、議案第61号の竹原市パートタイム会計年度任用職員の報酬などの条例案に対する反対討論を行います。

2017年5月11日に地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律、いわゆる改定法が成立しています。この改定法の原案となった総務省、地方公務員の臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等の在り方に関する研究会報告書に対して、日本自治体労働組合総連合全国弁護団は、現在就労している臨時、非常勤職員の問題と新たに整備される一般職員、一般職非常勤職員すなわち会計年度任用職員とを明確に区別して、前者についてはこれまでの労働条件や就労の経過をもとに正規職員への任用替え等を行い、あるいは経過措置を設けること、また会計年度任用職員の従事する職務は臨時的、一時的であることが明確なものに限定することとして、公務の運営は任期の定めのない常勤職員を中心とするという原則を前提とすべきだという意見が出されています。

この趣旨は、今回の法改定の4つの付帯決議にも盛り込まれています。1つは、再度の任用を可能とすること、2つ目には、公務の運営は任期の定めのない常勤職員を中心としていることに鑑みること、3点目に、会計年度任用職員への移行に当たっては不利益が生じることなく適正な勤務条件の確保を行うこと、厳しい地方財政事情を踏まえつつ制度変更により必要となる財源の確保に努めること、4点目に、法施行後、状況を調査検討を行い必要な措置を講じることであります。

しかし、議案の質疑等では、現在就労の臨時非常勤職員の正規職員への任用の代替えや付帯決議のNo.3など、明確な説明答弁がありません。したがって、会計年度任用職員制度は、任期の定めのない常勤職員を中心とするを原則とする地方公務員法に、1年任用の不安定雇用、正規職員との格差温存の非常勤任用に法的な根拠を与えることで非正規職員を公務運営の柱に据えるという、地方公務員法の大改悪と私は考えます。

以上の反対理由を述べて、私は議案第61号に反対をいたします。

議長（大川弘雄君） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（大川弘雄君） 採決を確定いたしましたので、着席を願います。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第62号竹原市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例案、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

14番松本進議員。

14番（松本 進君） 私は、議案第62号の竹原市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例案に反対します。

反対討論の趣旨は、議案第61号で述べた会計年度任用職員の制度導入に反対する等の内容であります。

議長（大川弘雄君） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（大川弘雄君） 採決を確定いたしましたので、着席を願います。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第63号竹原市附属機関設置条例案、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

14番松本進議員。

14番（松本 進君） 私は、議案第63号の竹原市附属機関設置条例案に反対します。

反対の理由は、議案第61号で述べた趣旨のとおりであります。

議長（大川弘雄君） 以上で通告による討論は終わります。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大川弘雄君） 採決を確定いたしましたので、着席を願います。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第64号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

14番松本進議員。

14番（松本 進君） 私は、議案第64号の地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案に反対します。

反対する理由は、議案第61号で述べた趣旨のとおりであります。

議長（大川弘雄君） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大川弘雄君） 採決を確定いたしましたので、着席を願います。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第65号竹原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大川弘雄君） 採決を確定いたしましたので、着席を願います。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第66号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大川弘雄君） 採決を確定いたしましたので、着席を願います。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第67号竹原市歴史民俗資料館設置及び管理条例の一部を改正する条例案、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

14番松本進議員。

14番（松本 進君） 私は、議案第67号の竹原市歴史民俗資料館設置及び管理条例の一部を改正する条例案の反対討論を行います。

この議案は、入館料を2倍にする大幅な値上げであります。消費税増税等による消費の落ち込み、景気の悪化により、今、市民、観光客に負担増を求める環境ではないと考えます。また、社会教育、文化施設等々の公共施設の運営は、収益を大原則とする民間会社などに運営を委ねてはなりません。市が直接責任を持つ公共施設の管理運営に戻すべきであります。

以上で議案第67号に対する私の反対討論といたします。

議長（大川弘雄君） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大川弘雄君） 採決を確定いたしましたので、着席を願います。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第70号竹原市伝統的建造物設置及び管理条例の一部を改正する条例案、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

まず、14番松本進議員。

14番（松本 進君） 私は、議案第70号の竹原市伝統的建造物設置及び管理条例の一部を改正する条例案に反対討論を行います。

この議案は、旧松阪家住宅等の3施設の入館料の大幅な値上げ、施設使用区分の見直し、現行の指定管理者を一時的に市が運営し、その後再び指定管理者に戻すという趣旨の内容であります。

まず、施設入館料の大幅な値上げについては、今、市民、観光客等に負担増を求める環境ではないと考えます。市民等に負担増を求めない行財政改革を行えば値上げする必要はありません。施設使用料の新たな区分見直しは、負担増や市民サービスの低下が懸念されます。また、社会教育、文化施設等々の公共施設の運営管理は、収益を大原則とする民間会社などに委ねてはなりません。歴史的、文化的資源、市民の貴重な財産の運営管理は、市が直接責任を持った公共施設の管理運営に戻すべきであります。

以上が議案第70号に対する私の討論といたします。

議長（大川弘雄君） 続きまして、1番下垣内和春議員。

1番（下垣内和春君） 私は、議案第70号竹原市伝統的建造物設置及び管理条例の一部を改正する条例案に賛成します。

今回の条例改正につきましては、市の直営管理を基本とし、指定管理者による管理がで

きることとする指定管理者制度の趣旨に適合した規定に改め、今後予定している旧森川家住宅の保存修理、伝統的建造物としての活用の促進や収支の改善に取り組むとともにサービス向上に向けた検討を進めることとされていること、また老朽化が進行する伝統的建造物について、次世代へ保存、継承していくための修理費や施設充実等の財源を確保するため入館料等を見直すものであります。

これまで住民の皆様とともに保存してきた町並み保存地区や、伝統的建造物を将来にわたって保存、継承するための必要な改正だと考え、賛成討論といたします。

以上です。

議長（大川弘雄君） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大川弘雄君） 採決を確定いたしましたので、着席を願います。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第72号令和元年度竹原市一般会計補正予算（第3号）、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大川弘雄君） 採決を確定いたしましたので、着席を願います。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11～日程第15

議長（大川弘雄君） 日程第11，議案第68号竹原市駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例案から日程第15，議案第74号令和元年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第3号）までの5件を一括議題といたします。

本件は、民生産業常任委員会に付託となっていたものであります。よって、委員長の報告を求めます。

3番竹橋和彦 民生産業常任委員長。

民生産業常任委員会委員長（竹橋和彦君） 民生産業常任委員会委員長報告を申し上げます。

当委員会に付託された議案は、条例議案3議案，特別会計補正予算議案2議案であります。

議案第68号につきましては、榎町市営駐車場の精算機等が老朽化により更新に多額の費用が見込まれ、利用需要も少ない状況にあることから、榎町駐車場を廃止するものであります。

議案第69号につきましては、住民基本台帳法の改正により住民票の除票，戸籍の附票の除票の写しの交付等が法律上明確化されたことに伴い、除票の写し等の交付手数料の規定をするものであります。

議案第71号につきましては、児童福祉法の一部が改正されたことに伴い、条例中の引用条項を整理するものであります。

議案第73号につきましては、出産育児一時金が当初の見込みを上回り、保険給付費の必要額を増額補正するものであります。

議案第74号につきましては、竹原市高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画策定に要する経費の事務費繰入金を増額するものであります。

審査の過程における主な質疑は、議案第68号において、榎町駐車場廃止後の利用及び管理についての質疑に対し、道の駅たけはらは職員駐車場を臨時駐車場としておりますが、大型バスの駐車場やイベント開催時に臨時駐車場として利用し、平日は閉鎖するとの答弁がありました。

以上、条例3議案，補正2議案，原案のとおり全会一致で可決されたものです。

以上、委員長報告といたします。

議長（大川弘雄君） 報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって質疑を終結いたします。

これより順次討論，採決いたします。

議案第68号竹原市駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例案，本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大川弘雄君） 採決を確定いたしましたので，着席を願います。

起立全員であります。よって，本案は原案のとおり可決されました。

議案第69号竹原市手数料条例の一部を改正する条例案，本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大川弘雄君） 採決を確定いたしましたので，着席を願います。

起立全員であります。よって，本案は原案のとおり可決されました。

議案第71号竹原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案，本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大川弘雄君） 採決を確定いたしましたので、着席を願います。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第73号令和元年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大川弘雄君） 採決を確定いたしましたので、着席を願います。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第74号令和元年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第3号）、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大川弘雄君） 採決を確定いたしましたので、着席を願います。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16

議長（大川弘雄君） 日程第16，発議第1－6号竹原市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本件は，議会運営委員会提出議案であります。よって，委員長の説明を求めます。

7番川本円 議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長（川本 円君） 発議第1－6号竹原市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本案は，地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が施行されることに伴い，会計年度任用職員制度の導入に対応するため関係規定の整理を行うものであります。

改正の内容につきましては，臨時職員及び嘱託職員について改正後の法律の定義に沿った名称に改めるものであります。

何卒慎重に御審議した上，適切な御決定をお願い申し上げます。

以上です。

議長（大川弘雄君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大川弘雄君） 採決を確定いたしましたので，着席を願います。

起立全員であります。よって，本案は原案のとおり可決されました。

日程第17

議長（大川弘雄君） 日程第17，閉会中継続審査（調査）についてを議題といたします。

お手元に配付いたしておりますとおり，各常任委員会委員長から，会議規則第111条の規定に基づき閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

それぞれの委員長からの申し出のとおり，閉会中の継続審査とすることにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） 御異議なしと認めます。よって，それぞれの委員長から申し出のとおり，閉会中の継続審査とすることに決しました。

お諮りいたします。

議決されました各案件につきましては，その条項，字句，数字，その他の整理を要するものにつきましては，その整理を議長に御一任願いたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） 御異議なしと認めます。よって，条項，字句，数字，その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

以上をもって今期定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

ここで，市長より発言の申し出がありましたので，これを許可いたします。

市長。

市長（今榮敏彦君） 一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては，本定例会に提案させていただきました議案につきまして，滞りなく議了賜りましたことに対し，厚く御礼を申し上げます。

さて，本年を顧みますと，5月に天皇陛下が御即位され，新たな元号である令和の時代が幕をあげることとなった特別な年でございます。

こうした記念すべき年に，本市の第6次総合計画のスタートを切ったわけですが，重点テーマである豪雨災害からの早期復旧・復興の各取組を進めていく中，7月には御遺族そして関係機関等の御出席のもと追悼式を開催いたしました。この日には，犠牲になられた方に哀悼の意を表しますとともに，被災者に寄り添った生活再建の支援と一日も早い復旧・復興を改めてお誓い申し上げ，これまで復旧・復興プランを着実に推進してき

ているところでもございます。

一方、本市の元気を向上させる重点施策を進める中、関係者の多大な御尽力もあり、本市のにぎわいや活力の創出に明るい兆しも見え始めているところでございます。5月には北前船関連の文化財が日本遺産へ追加認定されるとともに、町並み保存地区での大手航空会社のCM撮影や8月のホテル開業などで注目が集まる中、これらを生かしたまちづくりを推進してきたところであります。こうした中、10月の本市最大のイベントである憧憬の路では観光客数が過去最多の水準までに回復したほか、今月14日には竹原港から大久野島への定期観光船が新規就航するなど、本市の復興や将来都市像の実現に向けて確かな一歩となる出来事もございました。

本市の行財政を取り巻く環境は依然厳しい状況にはありますが、引き続き持続可能な財政運営基盤の確立に努めながら、10年後の将来都市像を実現するため取組を全力で推進してまいります。今後とも御支援、御協力を賜りますよう、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

今年も残すところあとわずかとなりましたが、年末年始に向けて寒さも一段と厳しくなっておりますので、くれぐれも御自愛をいただき、健やかな新春をお迎えくださいますよう祈念申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。

議長（大川弘雄君） 閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

年末を控え、本日をもって納めの議会となりました。

去る12月10日に開会し、今定例会に付議された案件は、議員各位の熱心な御審議によりまして全て議了し、閉会の運びとなりました。議員の皆様はもとより、執行部各位に対し厚く御礼申し上げます。

昨年11月における改選後、議長に御推挙いただき1年余り経過いたしました。私なりの思いの一端を述べさせていただきます。

まずは、災害についてであります。

昨年の7月豪雨による発災後、現在までの間、理事者をはじめ関係機関等の御尽力により賢明に復旧・復興事業等を行っていただいておりますが、被害の爪跡は大変大きく、1年半経過した今もなおまだまだ道半ばの状況でございます。引き続き、被災者の生活再建支援の充実、被災地の復旧・復興に全力で取り組んでいただくことをお願いしておきたいと思っております。

市政運営におきましては、住民ニーズに的確に対応した力強い地方創生を目指すため、今年度より新たな第6次総合計画をもとに様々な取組がスタートしております。一方で、厳しい財政状況の中、持続可能なまちづくりへ向けた5年間の財政健全化計画を策定し、現在取り組み中であります。本来であれば積極的に事業展開すべきこともありますが、緊縮財政を余儀なくされている余り、市民への行政サービス低下にならないように知恵を結集し、さらなる事業の選択と集中をお願いしたいと思っております。

心身ともにつらく苦しい環境のもとである一方、明るく将来に未来の光を照らすことができるニュースもございました。日本遺産への追加認定、大久野島への新たなアクセス航路の就航、瀬戸内海の魅力を背景にしたブランド力の発信等、他の市町には負けないアドバンテージもございます。また、将来への財産となる人づくりにおきましても、これまでの取組を行った結果、成果が見えつつあると思っております。

平成から令和への時代の移り変わりとともに、思えば本市のこれからの進むべき方向を定める大きな1年ではなかったかと思っております。

さて、我々議会におきましては、行政監視機能として付託議案等の審議のみならず、政策立案も行うべく議員派遣や政務活動費での研修実施等、日々研さんをいたしております。今年度は、従来からのテーマであります議会の見える化を進める取組として、議会日より編集委員会を広報広聴委員会に移行し、現在機能強化を図っております。

今後におきましても、市民の皆様方の負託に応えるべく、個ではなく組織として住民の皆様さんの声を吸い上げ、住民の皆様さんに開かれた竹原市議会の制度確立を目指してまいりたいと思っております。

議会、理事者とは立場は違いますが、目指すべく姿は同じであると思っております。様々な場面を通じ、市民の福祉向上、豊かな竹原市、この実現のためにもともに一丸となり、全力で努力する決意でございます。市民の皆様のお理解、御協力を切にお願い申し上げます。

最後になりますが、いよいよ厳寒へ向かいます折から、皆様、健康には十分に御留意いただき、輝かしい新年を迎えられますよう心から祈念申し上げます。閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

これをもって令和元年第4回竹原市議会定例会を閉会いたします。

午前10時41分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

竹原市議会議長

竹原市議会副議長

竹原市議会議員

竹原市議会議員